

論点② 薬剤師の居宅療養管理指導費の算定間隔等の見直し

論点②

- 令和8年度診療報酬改定において、在宅患者訪問薬剤管理指導料については、「算定する日の間隔を6日以上とする要件」を廃止し、週1回算定可能とされた。
- 介護保険における居宅療養管理指導については、算定する日の間隔を6日以上とすることとされている。このため、毎週定期的な訪問を行っている場合であっても、祝日や利用者都合等により中6日以内に訪問日を変更した場合には算定できないケースが生じている。
- また、利用者の病状変化等に伴い、月の途中に麻薬調剤や無菌製剤処理等の高度な薬学管理等への対応のため薬局変更が必要となる場合の取扱いが必ずしも明確でないとの指摘がある。
- 利用者の状態変化に応じた適時・適切な薬学的管理及び薬物療法の継続的な支援を確保するとともに、医療保険と介護保険との整合性を図る観点から、薬剤師の居宅療養管理指導に係る取扱いについてどのような対応が考えられるか。

対応案

- 居宅療養管理指導等に係る規定のうち、「算定する日の間隔を6日以上」とする要件について、利用者の状態変化等に応じた適時・適切な薬学的管理を推進するとともに、医療保険と介護保険との整合性を図る観点から見直しを行ってはどうか。
- あわせて、利用者の病状変化等に伴い、麻薬調剤や無菌製剤処理等の高度な薬学管理等への対応のため薬局変更が必要となる場合の取扱いについて、利用者への継続的かつ適切な薬学的管理を確保する観点から必要な整理を行ってはどうか。

訪問薬剤管理指導の円滑な実施に向けた見直し

在宅訪問薬剤管理指導料の見直し

- 在宅訪問薬剤管理指導料の算定間隔に関し、「中 6 日以上」から「週 1 回」に見直すとともに、夜間休日の連絡体制の整備を要件に追加する。

現行

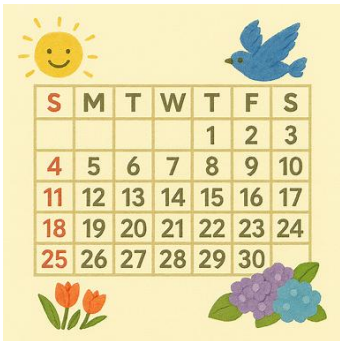
【在宅患者訪問薬剤管理指導料】

[算定要件（通知）]

(8) 薬剤管理指導料を合わせて月 2 回以上算定する場合（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者に対するものを除く。）は、算定する日の間隔は 6 日以上とする。末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、在宅患者オンライン薬剤管理指導料と合わせて週 2 回かつ月 8 回に限り算定できる。

(9) ~ (13) 略

（新設）



改定後

【在宅患者訪問薬剤管理指導料】

[算定要件（通知）]

(8) 在宅患者訪問薬剤管理指導料及び服薬管理指導料「4 の口」を合わせて月 2 回以上算定する場合（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者に対するものを除く。）の算定回数は、**週 1 回を限度**とする。末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、服薬管理指導料「4 の口」と合わせて週 2 回かつ月 8 回に限り算定できる。

(9) ~ (12) 略

(13) 当該保険薬局又は在宅協力薬局との連携により、**休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び訪問薬剤管理指導に対応できるよう**、原則として初回の訪問薬剤管理指導時に（記載事項に変更があった場合はその都度）、当該保険薬局の保険薬剤師と連絡がとれる連絡先電話番号や、緊急時の注意事項（在宅協力薬局との連携により、休日、夜間を含む開局時間外に調剤及び訪問薬剤管理指導に対応できる体制を整備している保険薬局においては、在宅協力薬局の所在地、名称、連絡先電話番号等を含む。）等について、**事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書（これらの事項が薬袋に記載されている場合を含む。）により交付すること**。また、やむを得ない事由により、患者又はその家族等からの電話等による問い合わせに応じることができなかった場合は、速やかに折り返しの連絡を行うこと。

居宅療養管理指導（薬剤師）の規定（抄）

○薬剤師が行う居宅療養管理指導について〔老企36 第2の6(4)〕

①～③ （略）

④ 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合（がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。）にあっては、**算定する日の間隔は6日以上とする**。がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。医療機関の薬剤師が行う居宅療養管理指導を月2回算定する場合にあっては、**算定する日の間隔は6日以上とする**。

⑤～⑦

⑧ 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費は、算定しない。ただし、**居住地の変更等により、現に居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない**。その場合においても、以前に居宅療養管理指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整すること。

⑨～⑮ （略）

⑯ 情報通信機器を用いた服薬指導

ア～カ （略）

キ 居宅療養管理指導費又は注2を月2回以上算定する場合（がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。）にあっては、**算定する日の間隔は6日以上とする**。がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者については、ハ(2)(一)から(三)までと合わせて週2回かつ月8回に限り算定できる。

⑰・⑱ （略）

※その他、短期入所療養介護（病院・診療所）の「薬剤管理指導」、介護老人保健施設、介護医療院の「薬剤管理指導」にも同様に「算定する日の間隔は6日以上」という規定がある一方で、診療報酬の「薬剤管理指導料」では、訪問薬剤管理指導同様に、「週1回」となっている。